

## 事業者の責務

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

（解説）

1. 本条は、事業者が果たすべき責務について規定したものである。
2. 「事業者」とは、市内において、事業活動を行うすべての者をいう。
3. 「迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な措置」とは、事業活動全般にわたり、この条例で規定する迷惑行為の防止や事業所及び周辺の美化活動を推進すること、また、自動販売等の事業活動にあたり、空き缶等の回収する容器・設備を設置することなどの必要な措置をいう。
4. 「市がこの条例の目的のために実施する施策に協力」とは、「環境美化の日」や「まち美化パートナー制度」など市が実施する事業へ協力することをいう。